破産手続廃止

平成２６年（フ）第６７５号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代832番地３
破産者　株式会社ＢＩＧ・１・コーポレーション
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９１９号
福岡市西区小戸４丁目19番８号
破産者　有限会社テック塗装
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４４７号
福岡市西区福重４丁目18番３号、商業登記簿上の本店所在地熊本市中央区水前寺３丁目18番６号
破産者　株式会社ウエルネスＳｏｕｔｈ
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３００号
福岡県古賀市千鳥６丁目24番４号、前住所福岡県古賀市舞の里５丁目42－４
破産者　信田　麻子（旧姓宮路・村田）
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４９号
福岡市早良区野芥７丁目７番15―103号
破産者　細井　寛文
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１２号
福岡市博多区博多駅東２丁目175番地アバンダント84―10Ｆ
破産者　株式会社今泉一級建築士事務所
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８３号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目３番10―308号
破産者　有限会社ｐｒｏｃｅｃｏ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５号
福岡市博多区博多駅東２丁目18番28号
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４１号
栃木県真岡市西郷152番地１、前住所栃木県宇都宮市今泉３丁目１番20号　田川ハイツⅡ202号
破産者　花澤　令子
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５１号
栃木県足利市福居町254番地１
破産者　サカモト水産株式会社
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５２号
栃木県足利市借宿町115番地17　コミュニティタワー浅間台803号
破産者　坂本　鯛一
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６３号
栃木県栃木市岩舟町曲ケ島1994番地
破産者　鈴木　勝久
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８７号
栃木県那須郡那珂川町馬頭378番地４、開始決定時の住所栃木県那須郡那珂川町馬頭367番地
破産者　石川　一男
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０２号
栃木県芳賀郡茂木町大字町田2031番地
破産者　有限会社ケアフィットグリーンヒル
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０３号
栃木県鹿沼市上石川1197番地３　エルフォーレストＩＢ棟202、前住所栃木県鹿沼市泉町2446番地１　プロムナードⅥ202
破産者　淺野　隆子（旧姓永田）
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５９号
岐阜市下奈良２丁目25番25号
破産者　有限会社中日本機工
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４６０号
岐阜市鏡島精華２丁目３番28―503号　ソシエ2002、開始決定時の住所岐阜市下奈良２丁目25番25号
破産者　赤石　幸夫
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０４号
岐阜市上材木町374番地１　ブライトリブイトー901号室
破産者　中野　園美
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４１１号
岐阜市茜部菱野２丁目89番地　ハイツ橘503号室
破産者　金城真砂子
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９５号
静岡県田方郡函南町平井1708番地の１
破産者　株式会社コマツファームコーポレーション
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係